

センターにおける手続の終了

センターの手続は、次の場合に終了し、センターと当事者の関係も全て終了となります。詳細は利用規定でご確認ください。

- 和解あっ旋を行わない場合（利用規定 第3項）
- 和解あっ旋の終了（利用規定 第15項）
- 本手続の終了（利用規定 第23項）

※センターにおける手続が終了した場合は、再度の利用申込みはできません。

当事者の責務

当事者には和解あっ旋手続を利用するにあたり、次の責務があります。詳細は利用規定でご確認ください。（利用規定 第8項）

当事者は利用規定に従うほか、次の行為をしてはいけません。

- 和解あっ旋手続を利用するにあたり、虚偽の事実を主張すること
- 個別事案の他方当事者、相談担当弁護士及びセンター職員を誹謗中傷したり、威圧的言動をとること
- その他利用規定別紙記載のセンターの円滑・公正な業務を阻害するおそれのある行為をすること

※当センターが当事者の責務に違反したと判断した場合、手続を終了する場合があります。

ご利用にあたっての注意事項

- センターでの利用は、申立人、相手方または代理人弁護士（簡易裁判所代理権のある認定司法書士を含む）の出席が原則です。申立人は、代理人弁護士以外の者をセンターの利用手続に参加させたり、同席させるなど、関与させることはできません。ただし、相談担当弁護士または審査会が特に認めた場合はこの限りではありません。代理関係を確認するため、代理人は、被害者本人（未成年者の場合は親権者）からのセンターの指示する委任状・印鑑証明書等必要書類を提出していただきます。なお、被害者本人に意思能力がなく、委任状等の提出ができない場合は、成年後見手続が必要となります。
- 法律相談・和解あっ旋時の相談室に入室できる方は、事故の当事者本人（法定代理人）、または代理人弁護士に限られます。
- センター利用にあたっての費用は必要ありませんが、医療関係書類の取付け費用、センター利用のための交通費、通信費等は当事者ご自身の負担となります。
- 相談担当弁護士は、申立人（被害者）の立場に立って事情を伺いますが、申立人の代理人弁護士ではなく、あくまでも中立公正な第三者の立場で和解あっ旋を行います。なお、相談担当弁護士は、事案が終了するまで一貫して担当することになっています。申立人の希望により、和解あっ旋の途中で相談担当弁護士を変更することはできません。
- 相手方との示談成立などでセンターでの相談予約・和解あっ旋・審査等の手続が不要となったときは、直ちに取下げの連絡をしてください。
- センター利用に際しては、相談担当弁護士、審査員および職員からの指示に従って、相手方を誹謗・中傷・威嚇するような行為をすることなく、利用規定に従い、和解の成立に向けて協力していただきます。
- 損害賠償請求権には、消滅時効があります。センターへのお申込みでは、時効の中断の効力は生じません。時効を中断するためには申立人自身が法定の時効中断手続を行う必要があります。なお、電話予約の時点で既に消滅時効が完成しており、相手方が時効の援用を主張している場合はお受けできません。

利用規定は、公益財団法人交通事故紛争処理センターの法律相談、和解あっ旋、審査を利用するにあたり、知っておいていただきたいことや守っていただくことを定めたものです。利用規定を守っていただくことがセンターを利用する条件となりますので、センターに申込みをする前に必ずお読みいただき、利用申込書をご提出ください。

Q&A

Q1 センターを利用するメリットは何ですか。
A センターは、裁判に比べ迅速（Q&A 8参照）に自動車事故の損害賠償問題に関する紛争を解決する仕組みを持っている公益財団法人です。センターでは交通事故の賠償問題に詳しい弁護士が中立公正な立場で和解あっ旋を行っており、費用もかかりませんので安心してご利用ください。あっ旋が不調となった場合は、審査会に審査（Q&A 9参照）を申立てることができます。

Q2 利用申込みの仕方について教えてください。
A まず、電話で利用の予約をしていただきます。その際、和解あっ旋が可能な状況（Q&A 3参照）かどうか確認させていただき、あっ旋が可能な状況であれば受付をいたしますので、予約日にお越しください。後日初回相談の日時等を記載した通知および利用申込書、利用規定等を郵送しますので、利用規定の内容に同意した上で、利用申込書をご提出ください。

Q3 治療中ですが、申込みができますか。
A 治療が終了し、かつ後遺障害がある場合は自賠責保険（共済）における等級認定手続（異議申立て手続を含む）が完了して、相手方から損害賠償額が提示された後にお申込みいただくことになります。

Q4 センターを利用する場合には費用はかかりますか。
A センターは無料で利用できます。ただし、医療関係書類の取付け費用、センターまでの交通費（駐車場代を含む）、資料作成費（コピー代等）、通信費（電話代等）等の費用はご自身の負担となります。

Q5 センターを利用する場合、弁護士等に依頼する必要はありますか。
A ご自身で費用をかけて弁護士に依頼する必要はありません。センターでは、被害者本人が賠償問題の法律知識がなかったり、交渉に不慣れな場合であっても、センターの相談担当弁護士が中立公正な立場でご理解いただけるように適切に対応いたしますので安心してご利用ください。センターの相談担当弁護士の費用はすべて無料となっています。

Q6 センターのあっ旋等の場へ出席するのは被害者本人に限られますか。
A 被害者本人（損害賠償請求権のある人）が出席するのが原則です。やむを得ず本人が出席できない場合には、センターの相談担当弁護士の判断により、事故の状況や本人の状況をよく把握されている配偶者、親や子等の方に代理で出席していただくことがあります。なお、代理関係を確認するため、代理人は被害者本人（未成年の場合は親権者）からのセンターの指示する委任状および印鑑証明書を提出していただきます。また、本人が死亡された場合は、原則として被害者の相続人の代表者に出席していただくことになります。その場合、他の相続人全員から相続人の代表者への委任状および印鑑証明書の提出が必要となります。

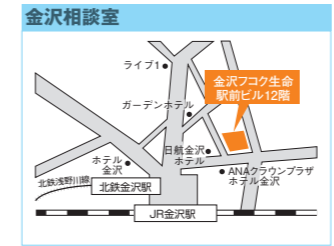
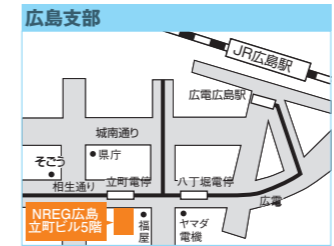
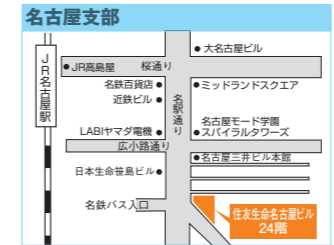
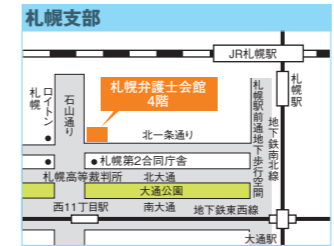
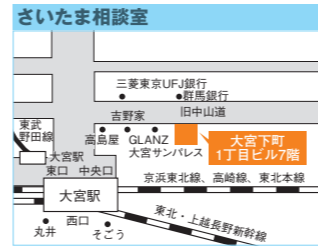
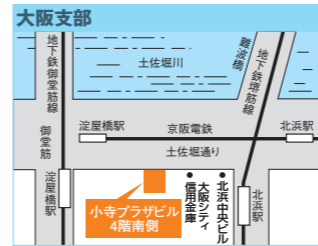
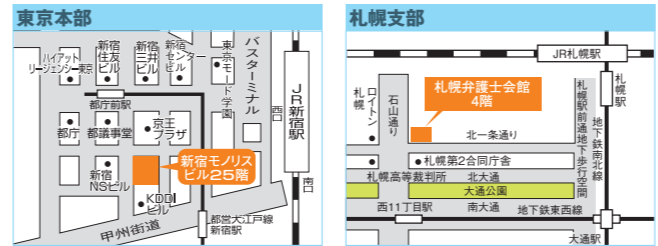
Q7 和解あっ旋はどのように行われるのですか。
A センターの相談担当弁護士が当事者双方の主張をお聞きし、中立公正の立場であっ旋を行い、当事者双方が合意ができるように努めます。当事者双方が合意した場合は、和解成立としてあっ旋は終了します。なお、1回にかかる時間は1時間以内を目途としています。

Q8 初回面談から何回くらい行くことになりそうですか。
A 通常3回までのあっ旋で65%前後、5回までのあっ旋で90%弱の事案において和解が成立しています。

Q9 審査について教えてください。
A あっ旋が不調となった場合は、審査を申立てることができます。審査は、和解あっ旋とは別の手続です。審査は、法律学者、裁判官経験者および経験豊富な弁護士で構成された審査会で行います。審査では、争点や事故の状況について当事者双方から改めて説明を受けた上で、審査員の合議により裁定（結論）を出します。なお、保険会社等は審査会の裁定を尊重することになっており、被害者が裁定に同意した場合は、和解が成立することになります。また、被害者が裁定に不同意の場合は、センターでの取扱いを終了します。

交通事故紛争処理センター 所在地一覧

東京本部	TEL: 03-3346-1756 FAX: 03-3346-8714 〒163-0925 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリスビル25階
札幌支部	TEL: 011-281-3241 FAX: 011-261-4361 〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館4階
仙台支部	TEL: 022-263-7231 FAX: 022-268-1504 〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル11階
名古屋支	TEL: 052-581-9491 FAX: 052-581-9493 〒450-0003 名古屋市中央区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階
大阪支部	TEL: 06-6227-0277 FAX: 06-6227-9882 〒541-0041 大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4階南側
広島支部	TEL: 082-249-5421 FAX: 082-245-7981 〒730-0032 広島市中区立町1-20 NREG広島立町ビル5階
高松支部	TEL: 087-822-5005 FAX: 087-823-1972 〒760-0033 高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館3階
福岡支部	TEL: 092-721-0881 FAX: 092-716-1889 〒810-0001 福岡市中央区天神1-9-17 福岡天神フコク生命ビル10階
さいたま相談室	TEL: 048-650-5271 FAX: 048-650-5272 〒330-0844 さいたま市大宮区下町1-8-1 大宮下町1丁目ビル7階
金沢相談室	TEL: 076-234-6650 FAX: 076-234-6651 〒920-0853 金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階
静岡相談室	TEL: 054-255-5528 FAX: 054-255-5529 〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル4階



ご利用のご案内

中立公正な立場の弁護士による 交通事故賠償の紛争解決



交通事故紛争処理センターは、自動車事故にあわれた方が損害賠償の問題でお困りのときに、中立公正な立場で、迅速に当事者間の紛争解決のお手伝いをする公益財団法人です。センターの弁護士費用は無料ですので、安心してご利用ください。全国11か所の拠点で活動しています。



公益財団法人
交通事故紛争処理センター
交通事故紛争処理

詳しい内容は当センターホームページに掲載しています。
<https://www.jcstad.or.jp/>

2023.9. 67.000

法律相談、和解あっ旋、審査の流れ センターでの法律相談、和解あっ旋、審査の流れは以下のとおりです。なお、本部、支部、相談室によって、細部の取扱いが異なることがあります。

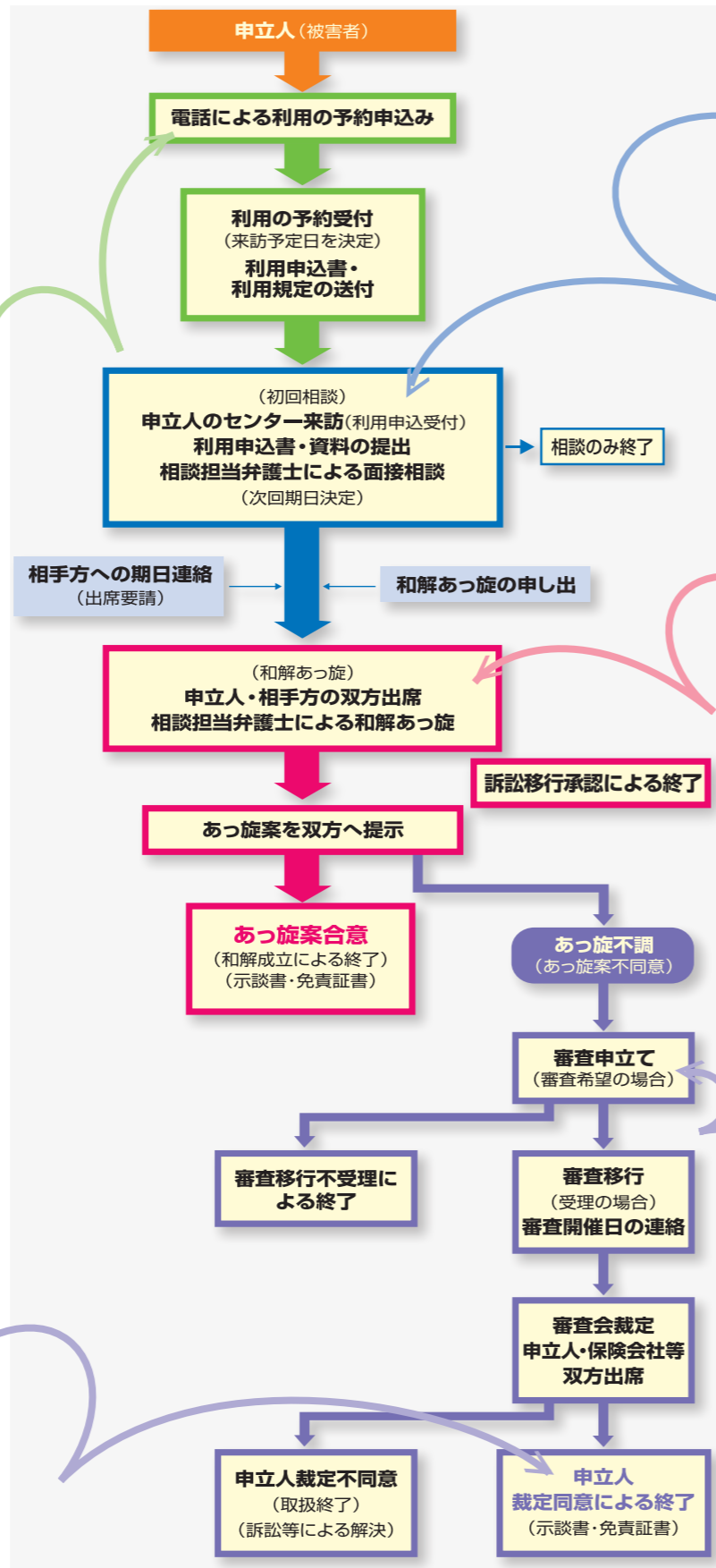
センターでは、自動車事故に伴う損害賠償の紛争を解決するため、和解あっ旋、審査を無料で行っていきます。被害者本人が賠償問題の法律知識がなかったり、交渉に不慣れであっても、センターの相談担当弁護士が中立公正な立場で適切に対応します。被害者本人が費用をかけて別に弁護士を依頼する心配はありません。センターの弁護士費用は一切かかりませんので、安心してご利用ください。

センターへの利用申込み

- ご利用の申込みは、必ず事前に電話で予約してください。なお、電話でのご相談および一般相談は受けておりません。
- 電話予約時に申立人の住所地または事故地を確認させていただきます。相手方と合意している場合を除き、右記「利用申込先」でお取扱いすることとなります。
- 電話予約の受付は、月曜日～金曜日(祝祭日と12月29日～1月3日を除きます。)の午前9時～午後5時です。(正午～午後1時までには休憩時間です。)
- 治療中や自賠責保険(共済)における後遺障害の等級認定手続(異議申立て中を含む)が進行中など、損害賠償額が確定できる状況にない場合は、和解あっ旋手続に入れませんので、損害賠償額が確定できる状況になってから電話予約をしてください。
- 電話予約時に初回にお越しいただく相談日時が決まります。この後、センターから「利用規定」、「利用申込書」および法律相談、和解あっ旋に必要な提出書類等について説明した関係書類をお送りします。利用規定を守っていただくことが利用の条件となりますので、必ずお読みいただいた上で、お越しく下さい。利用規定はホームページにも掲載しています。保険会社等※とすでに折衝中の場合は、センターに利用申込み(和解あっ旋)の予約をしたことを、速やかに保険会社等の担当者に必ず連絡してください。

4 申立人が同意した場合は、保険会社等は、センターの裁定を尊重することになっておりますので、裁定内容に基づき、相談担当弁護士が示談書(または免責証書)を作成します。なお、申立人が裁定に同意した場合でも、示談書または免責証書の作成に応じない場合には、同意を撤回したものとみなすことがあります。(ただし、物損事案で審査会の裁定に従う旨の同意書を提出している場合は、同意の撤回は認められません。)

※ 保険会社等とは、日本損害保険協会もしくは外国損害保険協会に加盟する保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会または全日本火災共済協同組合連合会をいいます。



注1「申立人」とは、自動車事故の被害者をいいます。
 2「相手方」とは、加害者または加害者が契約している保険会社または共済組合等をいいます。
 3物損のみの場合もしくは申立てが代理人弁護士(簡易裁判所代理権のある認定司法書士を含む)等の場合は、早期解決のため、原則として初回から和解あっ旋に入る取扱いをしていますので、申立人から相手方に初回期日の連絡および出席等の依頼をしていただけます。(本部、支部、相談室によって異なることがあります。)

法律相談

法律相談では、和解あっ旋を前提とした相談を行います。相談担当弁護士が面接して申立人の主張を聴取し、提出された資料を確認の上、問題点を整理したり、助言を行います。相談内容によっては司法手続を教示したり、弁護士会その他の相談機関を紹介し、相談のみで終了する場合があります。

和解あっ旋

- 申立人が、和解あっ旋を相談担当弁護士に要請した場合には、センターから相手方に来所を要請し、当事者(申立人および相手方をいいます。以下同様とします。)双方の出席を得て、和解あっ旋に入ります。(通常は2回目以降)相手方が保険会社等の場合は、センターに出席して和解あっ旋の話合いに応じることになっています。
- 相談担当弁護士は、当事者双方から事故状況の説明や賠償額についての意見などを聞き、中立公正な立場であつ旋案をまとめ、当事者双方に提示します。
- 保険会社等から訴訟移行の要請が出された場合には、和解あっ旋手続を中断して、訴訟による解決が適当かどうかをセンターで審議します。例えば、事故状況を明らかにする資料が不足していたり、事故とケガの相当因果関係が明らかでなく、高度な医学的判断が必要な場合など、訴訟で解決を図ることが適当との判断から要請が承認された場合には、センターでの手続は終了します。
- 和解あっ旋によって合意に至った場合は、相談担当弁護士の立会いのもとで、示談書(または免責証書)を作成します。

審査

- 相談担当弁護士が、和解あっ旋が不調と判断した場合、当事者は、センターから和解あっ旋が不調となった通知を受けた後14日以内に限り、審査の申立てをすることができます。なお、物損事案の審査を申立てる場合、当事者双方から審査会の裁定に従う旨の同意書があらかじめ提出されることが必要となる場合(例えば、車両相互の衝突等によって、双方に物損が発生し、かつ双方に過失が認められる場合)があります。
- 審査の対象となるのは、相手方である加害者の契約している自動車保険(共済)が、センターの裁定を尊重することになっている保険会社等に係る事案で、かつ、その約款において、被害者から保険会社等に対する直接請求権が認められている事案です。
- 審査会での審議が終わると、裁定が行われます。申立人は、裁定内容を告知された日から14日以内に、同意または不同意をセンターへ回答する必要があります。この期間を過ぎても回答がない場合は、不同意とみなされます。

センターでは、次の紛争は、法律相談、和解あっ旋、審査ができません。

- ①加害者が自動車(原動機付自転車を含む)でない事故の場合、例えば、自転車と歩行者、自転車と自転車の事故による損害賠償に関する紛争。
 ②搭乗者傷害保険や人身傷害保険など、自分が契約している保険会社との保険金または共済組合との共済金の支払いに関する紛争
 ③自賠責保険(共済)後遺障害の等級認定、有無責等に関する紛争
 ④求償に係る紛争(保険会社等間、医療機関、社会保険等との間の求償)
 ⑤相手方の保険会社等が不明の場合
- 相手方である加害者が、保険会社等以外の自動車共済を契約している場合や自動車保険(共済)を契約していない場合などで、センターが和解あっ旋および審査を行うことを相手方が同意しない場合は和解あっ旋および審査ができません。

利用申込先

利用申込先	申立人の住所地または事故地
札幌支部	北海道
仙台支部	宮城県 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県
東京本部 さいたま相談室	東京都 神奈川県 千葉県 山梨県 茨城県 群馬県 栃木県 長野県 新潟県
名古屋支部 静岡相談室 金沢相談室	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県 石川県 富山県 福井県
大阪支部	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山県
広島支部	広島県 岡山県 山口県 鳥取県 島根県
高松支部	香川県 愛媛県 徳島県 高知県
福岡支部	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

ご用意いただく主な書類

資料はコピーでご提出ください。(原本はお受取りできません。)原則として提出資料は返却しません。
 ※相手方保険会社名・共済組合名および担当者名(代理人弁護士名)・連絡先電話番号の確認は、いずれの場合も必要です。
 ※マイナンバー(個人番号)が記載された資料を提出する必要がある場合は、マイナンバーを完全に塗りつぶす等してご提出ください。

いずれの場合も必要な書類

- 交通事故証明書 ●事故発生状況報告書
- ※そのほか、事故状況により、以下の書類が必要となります。

ケガ・後遺障害の場合

- 診断書・診療明細書 ●後遺障害診断書
- 後遺障害等級認定書 ●通院交通費等の明細書
- 源泉徴収票・納税証明 ●保険会社等の賠償金提示明細書

死亡の場合

- 死亡診断書または死体検案書 ●戸籍謄本
- 病院関係の領収書等 ●葬儀関係の領収書等

物損の場合

- 修理見積書 ●自己車両や相手方車両の写真
- レンタカーや代車費用の領収書等
- 被害車両の所有者を確認できる書類(自動車検査証等)

★ご提出いただきます資料のうち、個人情報に関する資料につきましては、センターにおける紛争を解決する目的のために利用いたします。また、個人情報の取得方法、個人情報の第三者への提供につきましても、「個人情報の保護に関する法律」に沿って取扱いをいたします。